

寒川町訓令第9号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和5年9月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程の一部を改正する訓令

寒川町職員の事務改善の提案に関する規程（昭和53年寒川町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「向上」の次に「（「高座」のころ。）」を加える。

第3条中「規定する職員」の次に「及び同条に規定する職員以外の職員であって町長が特に認めるもの」を加える。

第4条第1項中「企画部長を経て、町長」を「企画政策課長」に改め、同条第2項中「町長」を「企画政策課長」に改める。

第5条から第10条までを次のように改める。

（企画検討）

第5条 企画政策課長は、前条第1項の規定により受理された提案について、寒川町庁議規程（平成13年寒川町訓令第3号）第2条に規定する部長会議（以下「部長会議」という。）に付議し、提案内容に応じて当該提案内容を所管する部等を定めるものとする。

2 前項の規定により所管する部等に定められた部等の長は、提案内容を所管する課等の長（以下「所管課等の長」という。）に対し、当該提案内容について、積極的に事務、事業等の執行の改善の検討をするよう指示するものとする。

3 所管課等の長は、前項の指示に従い、実施の可否、実施の方法、改善される事項等について、真摯に検討を行わなければならない。

（提案に対する決定）

第6条 所管課等の長は、前条第3項の検討の結果について寒川町庁議規程第2条に規定する部内戦略会議（以下「部内戦略会議」という。）に付議し、当該提案内容の採否について決定するものとする。

（検討結果の報告）

第7条 前条の規定により提案内容の採否を決定した部等の長は、当該提案内容の採否及び当該提案内容に係る検討の内容について、部長会議で報告する。

(結果の通知)

第8条 企画政策課長は、前条の規定により報告された内容について、結果通知書(第3号様式)により提案者に通知する。

(採用提案に関する権利)

第9条 採用された提案に関する権利は、町長に帰属する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

第11条から第17条までを削る。

第1号様式中

「

所属 課	職名	年 月 日提出	※提案受付番号	第 号
		氏名	※提案受付月日	. .
提案題名				

」を

「

所属 課	職名	年 月 日提出	※提案受付番号	第 号
		氏名	※提案受付月日	. .
提案題名				

」に、

1 提案題名	※提案受付番号 第 号
	※提案受付月日 . .
(仕事の知らない人にもよくわかるように次の順序で具体的に書いて下さい。)	
2 提案内容	
(1) どこがどうなので(現在の方式、手続等)どこがどうなので改善の必要があるか)	
(2) どの点をどう改めるか(どのような方法にするか)	
3 提案効果	
(1) 何がどうなる(事務又は作業方式、手続、環境その他の条件がどうなる)	
(2) それによつてどんな効果が得られるか(その結果人員、物品、経費の各面にどのような影響があるか)	
4 自分の計算ではどの位になるか(計算できるもののみ)	
ア これに要する費用の概算 イ 得られる利益の概算	

」を

1 提案題名	※提案受付番号 第 号
	※提案受付月日 . .
(仕事の知らない人にもよくわかるように次の順序で具体的に書いて下さい。)	
2 どの提案事項の要件に該当する提案か(規程第2条を確認し、記入)	
3 提案内容	
(1) どこがどうなので(現在の方式、手続等)どこがどうなので改善の必要があるか)	
(2) どの点をどう改めるか(どのような方法にするか)	
4 提案効果	
(1) 何がどうなる(事務又は作業方式、手続、環境その他の条件がどうなる)	
(2) それによつてどんな効果が得られるか(その結果人員、物品、経費の各面にどのような影響があるか)	
5 自分の計算ではどの位になるか(計算できるもののみ)	
ア これに要する費用の概算 イ 得られる利益の概算	

」に

改める。

第3号様式を次のように改める。

結果通知書

年 月 日

様

企画政策課長

年 月 日あなたから提案された
次のとおり決定しましたので通知します。

について、

1 通知事項

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。